

平成21年度 厚生労働省障害者自立支援調査研究指定事業
障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト
第1回付随権利等検討委員会 会議要旨

- 1 開催日時 平成21年9月14日(月) 午前10時30分～12時
- 2 開催場所 広島市立大学 会議室
- 3 出席委員 5名
加藤直規委員、金谷信子委員、加藤宇章委員、保田香織委員、春日美喜委員
- 4 事務局 3名
NPO法人ひゅーるぼん事務局：川口隆司、木元絵美
広島市立大学担当者：中村圭
- 5 議題 1) 委員の紹介と委員長選出について
2) 付随権利等検討委員会の審議内容について
3) 障害者アート支援現場で直面する課題・問題点についての意見交換
4) 今後の委員会での検討事項の抽出
5) その他
- 6 会議資料 資料1) 付随権利等検討委員会委員名簿
資料2) 付随権利等検討委員会審議内容(推進委員会設置要綱より抜粋)
資料3) 障害者アート支援現場で直面する課題・問題点等について
- 7 会議要旨

(事務局)

本日はお忙しい中お集りいただきありがとうございます。第1回付随権利等検討委員会を始めさせていただきます。委員長が選出されるまでは、事務局の方で進行させていただきます。

【議題1「委員の紹介と委員長選出について」】

【議題2「付随権利等検討委員会の審議内容について」】

配布資料を確認し、出席委員・事務局で自己紹介を行う。

資料2に基づき、委員会設置要綱について説明、承認を得る。また、委員の互選により加藤直規委員が委員長に選出され、加藤直規委員も委員長就任を承諾した。(以後、議長は加藤直規委員長)

【議題3「障害者アート支援現場で直面する課題・問題点についての意見交換」】

(加藤直規委員長)

資料3について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

本委員会にはアーティストのご家族代表の方、施設代表の方にお越しいただいていますので、障害者アートに関わる現場として、どのようなこと、どのような場面で悩んだり、疑問、課題点を感じているのか、率直なところを意見交換できればと思います。その話のきっかけになればと思い、事務局の方で障害者アートに関わる現場の声を資料3にまとめてみました。これは、2000年に発行された『人権の視点から考える 障害者アートと著作権』という書籍の内容も参考にいたしました。

背景としまして、障害者アートの価値が社会の中で認識されるようになったことに伴い、作品の販売、二次利用といった要望が増え、支援現場では課題、悩みが出てきているということがあります。現状として、一つは、障害者アートの世界に限らず、美術の著作物に関する権利はなかなか理解されていないということ、もう一つは、障害者自身の自己決定、意志が尊重されていないということがあります。

次に、支援現場の声、課題点を項目に分けて挙げています。

まず「1.著作物と権利者について」ですが、そもそもどのような権利があるのか理解できていない、知らないということがあります。次に「2.作品の所有者と著作権者について」ですが、施設の作業として制作した作品は一体誰のものなのかということがあります。また「3.利益配分について」ですが、作品自体を販売したり、活用した場合、発生する利益を誰にどう配分したらいいのか、また、そもそも値段をどうつけたらいいのかという声は大変多いです。「4.意志決定、許諾について」ですが、障害者自身が自分の意志を表現するのが難しい場合に、作品の販売や活用してもいいかどうかを誰がどう判断するのか、どう同意を得たらよいかといった問題があります。「5.作品の複製、加工について」は、作品を二次利用する場合、第三者がどこまで手を加えてよいか、「6.契約について」は、契約書にはどのようなことを記載すべきかということがあります。

ここで、実際に現場で関わっておられる、社会福祉法人かしの木の保田委員に、施設、普段の創作活動状況も含めて、現場で直面している課題等についてお話いただければと思います。

(保田委員)

様々な施設がある中で、私たちの施設はお菓子等いろいろ販売をして工賃を支払わなければならない施設です。ですが、中には絵を描くことが得意で、作業レベルではない方もおられ、作業時間を使って創作活動している方もおられます。その方に関しては、通常の作業の給料よりは安いのですが、多少給料が出ている状況です。

作品を売っているのですが、本人さん自身は売りたいくない感じで、いつも展示したら、自分で買うと言われます。その方に関しては売りたいくないのだということがこちらにもわかるのですが、もっと重度な方に関しては本人の意思がわからないので、売っていいのか悪いのかいつも悩みます。保護者の方に関しては「どんどん売って下さい、ほしいという方があればタダでもいいのであげてください。」という方もいれば、売れるということがわかると「もっと給料が上がらないのか。」とおっしゃられる保護者もおられます。給料が出ている上での売上の配分は大変悩みます。また、本当は売れそうなのに、作品を売らないでずっと持つておくということに関して、本人さんは買われるわけではなく、保護者も絵はないからと言って施設に置いておかれるので、どうしたらいいだろうかと常々悩んでいます。

(事務局)

現場で困られることなどはありますか？例えば画材等はどのようにおられますか？

(保田委員)

他の授産で売り上げたお金から材料を購入しています。材料費の自己負担は一切ありません。自立支援法になり、今までは無料で施設を利用できていたのに、利用すること自体にお金がかかってしまったり、給食費等発生していますので、これ以上お金をいただくのが施設としては心苦しいというのがあります。そのため、施設側で負担している状況です。

(加藤直規委員長)

今の点について、もう少し詳しくご説明いただけますか？

(保田委員)

以前は施設を利用するのはほとんど国の負担で、実費を払わなくてもよかったです。自立支援法が施行されたことで、施設利用料、給食費、送迎代といったものが自己負担となりました。今まで払っていなかったお金を親は払わなければならない。利用者は作業をして給料をもらうが、自己負担額ほどはもらえないという状況があります。利用料に加えて、作業をするのにお金をくださいというのは、施設側として言いづらい状況になってきています。

(加藤直規委員長)

創作活動、作業の給料というのはどこから出ているのですか？

(保田委員)

他のお菓子づくりなどの利益が上がっているところから、作品づくりの班にもお金を回してもらっています。絵の売上で給料が出る程売り上げていないので、補填してもらっています。

(事務局)

自立支援法では工賃もアップしなさいと言われるので、施設としては厳しくなっていて、アート活動をやめられる施設も最近の傾向としてあります。一方で、特化して、どうせアートをやるのであれば儲かる仕組みでやろうと、方向転換される施設もあります。本来の自己表現としてのアートという純粹さだけでは、施設として厳しい状況になってきたと感じています。

(金谷委員)

実際作品はどれくらいの額で売れているのですか？

(保田委員)

後援会でよく支援してくださる、作者自身をよくご存じの方が作品をほしいと言われたことがあって、その時は模造紙大の作品で額縁代くらいしかいただいていません。額が15,000円くらいならそれに3,000円くらいプラスするとかそんな感じです。

(金谷委員)

すごくシビアに言うと、絵自体はほとんど価値がない状況なのですね。それでも支援者の方は支援するつもりで買って下さっているということでしょうか。

(保田委員)

そうです。

(事務局)

保田委員の施設では、アート・ルネッサンスで入選し、会場でも人気のあった作品を売られたとお聞きして驚きました。

(保田委員)

ほしいと言われる方も押しの強い方で、悩んだのですが、本人さんも売ってもいいよという感じだったので、仕方ないか…と売りました。そのかわり、何かあった時には作品を貸してくださいねと口約束はしています。

(事務局)

私たちが運営している施設では、作家さんごとに1号何円という単価を決めることにしています。家族、本人の希望を聞いて施設側で価格を設定するのですが、実際なかなかそう上手くはいきません。一番高値で売れた方は、入選歴もたくさんある方ですが、額込み約15万で売りました。この価格は先程の設定額からいくと大変低い額であり、また入選作品なので、保護者の方には「売らない方がいいですよ」と言ったのですが、「どうしても知り合いが売ってくれと言う」ということで最終的にその値段に落ち着いて売りました。本人自身は作品が売れる売れないとか、お金が入る入らないということは、全くといっていいくらい理解が難しい方です。ですので、その時も周囲の私たちが、何とか本人の権利を守っていかなければならないと思ったのですが、保護者の方が先程のようにおっしゃると施設としてそれ以上は言えないところもあり、結果的に売ることになってしまいました。アート・ルネッサンス審査員の先生も、入選作品は売らない方がいいとおっしゃられています。

(金谷委員)

入選作を売らない方がいいというのはどういった理由なのですか？

(加藤宇章委員)

結局、買い叩かれてしまうからだと思います。権利等が整備されてきて、売ることによってまたさらに活動していくという流れが出てくると、適正な価格というのが生まれてくると思います。しかし、まだ今はそこが曖昧な状態で、障害者に対して理解をした上で気に入って作品を買ってくれるのだけでも、一般の作家と同じような値段で買うかというところではない。まだ安く見ているという現状があり、買い叩かれてしまうという懸念があるので、あまり簡単に手放さないほうがよいということだと思います。

(事務局)

入選作以外の作品について販売するのは問題ないが、将来作家として成長していかれ、有名になった時に、やはり入選作というのは審査の上で認められた作品なので、手放さない方が後々のことも考えて本人のためにもよいと以前おっしゃられていました。

ある作家の方は、入選後お母さんが個展をされ、ほとんどの作品を売られたのですが、個展に向けてたくさん数の作品制作に励んだ結果、本人はもう描きたくないと言われていたこともあったりしました。本人の思いと周りの人の思いが上手く噛み合っていなければ難しいだろうなと思います。春日委員の息子さんは全国的にも障害者アーティストとして活躍しておられ、その世界ではかなり有名な方です。春日さんこれまでの議論を聞かれていかがですか？

(春日委員)

うちは制作を始めてからの年数が20年以上になりますので、かなり作品の数が多いです。はじめの頃は作品を欲しいと言われる方もおられなかったのですが、作品展等を重ねるうちに欲しいという方も増えてきました。施設とは違い、個人で絵画教室に通わせてやっていますので、施設とのトラブル等はないのですが、私自身絵に対しては素人ですので、人が作品を欲しいと言われた時には、一応本人に聞いています。うちの場合は、本人自体が作品を制作したらそれでおしまいという感じで、売ってもいいと言うので、そうした時に値段の設定に大変困ります。また年二回カレンダーを作成しており、それについては決めた値段でずっとやっているのですが、以前入選して賞としていただいたポストカードを大量に持っているので、それを売ってほしいと言われた時にその値段設定も悩みます。

本の表紙等に作品が使われた場合はだいたい相場が一万円のように、向こうからそのように価格提示をされると、そんなものなのかなと思っています。また、県の関係施設で絵を貸してほしいと言われて展

示させてもらっていますが、県の方も予算がなく、借用代は出ないが保険代は出せると言われて協力しています。そういった時には、できるだけ多くの人に見ていただくということは悪いことではないという認識で、依頼をお受けしています。まだ成年後見もつけていませんので、対外的な交渉は私がしているという状況です。

(事務局)

基本的に、アートを二次利用したい、貸してほしいと言われる時には、先方が値段を設定して「これでどうですか」と言われることがほとんどです。数年前までは、本の表紙に使いたいといった要望があった際に、お金が発生することを伝えると驚かれることもあったりしました。どちらかという、買い手が強い状況です。私たちの方は、先程春日さんもおっしゃられたように、今は広がっていく、知ってもらうということが大切なのではないかとということで、先方の条件に「わかりました」ということが多いです。また、向こうから値段を提示され契約書もついてくると、私たちはそういったことに不馴れなので、来たものにそのままサインしてしまうことが多いかと思います。

(春日委員)

エイブルアートカンパニーという団体がありまして、そこでは、これに使った時はいくらという値段設定をして表にまとめてあります。

(金谷委員)

エイブルアートカンパニーを通じて仕事をすれば規定の金額がもらえるということですか。

(春日委員)

はい、そうです。東京のエイブルアートジャパン、奈良のたんぼぼの家、福岡の工房まるという団体を中心にやられていると思います。

(事務局)

エイブルアートカンパニーの動きも数年前に始まったものです。もともとは障害者アートの普及支援をしていく団体で、障害のある人の作品を全国的な情報網で集めておられたのですが、それをもっと社会に出して活用していこうということで「エイブルアートカンパニー」という組織を立ち上げられました。春日さんは広島で第1号のカンパニー登録作家です。登録したいと思えば、エイブルアートカンパニーの方に作品一覧を出し、カンパニーでの審査を経て、選ばれればカンパニーの登録作家になれます。そうすると、カンパニーの契約に則った形でその人たちの作品が使われていき、その内容に応じてお金が支払われていくという仕組みです。

(春日委員)

描き下ろしの依頼というのもきます。絵自体にはお金を出さないけれども、どこかで使われたらその5%のお金を出しますという形です。

(事務局)

私たちの施設でも一人登録作家がいるのですが、先日、兵庫の方で作品展をやることになって作品を出させてほしいという依頼が急にありました。ただ、複製画で出すということで、リトグラフで作らせてくださいという話でした。リトグラフを作るのも高いのではと私たちは思うのですが、「後で販売するから大丈夫」ということで話がどんどん進んでいくので、私たちとしては「はい、わかりました」というくらいしか言えず、これでいいのかなという不安はありました。

(加藤直規委員長)

価格の決め方というのは基本的には交渉レベルの話だと思います。ただ、こういった障害者アートの世界の状況を考えると、何らかのガイドラインのようなものがあるといいのじゃないかな。ただ、今回の

プロジェクトで最終的に何を作ろうとするかが問題で、内容を整理して考えなければならないと思います。

(金谷委員)

一般の若手アーティストの値段の決め方はどうなのですか？

(事務局)

市立大学の場合は、自分で貸し画廊等にお金を払って、作品を展示し、値段をつけるという人がほとんどですが、ギャラリーの人と相談しながら値段をつけていたように思います。ほとんど言い値です。プロの人から見ると、相場から大きく外れた値段設定も多々あります。

(春日委員)

売れた時にはギャラリーの人にお金を払われるわけですか？

(加藤宇章委員)

ギャラリーが間に立ってやれば、経費としてのパーセンテージは大体決まってくると思います。ギャラリー自体が企画としての展覧会をやって、ギャラリーがかなりの率で作品を売りさばいてくれるということになると、ギャラリーの取り分が7割になったり6割になったりすると思います。また、貸し会場みたいな形であれば手数料として2割くらいしか取らないなど、力関係によって変わってきます。結局、売れている作家さんにはギャラリーがついているので、ギャラリーとお客さん、またギャラリーと作家とのやり取りの中で、上限下限価格を決めてその間で販売したり、まとめて買っていただいた場合は割り引いたりなど、交渉されるのだと思います。

何らかのガイドラインや基準になるようなものがあると話はしやすいですね。グループに所属する形でそのガイドラインが使用できるとか、契約のひな形があるとかがあれば、やりやすくなるのかなと思います。相手としても、そういった決まったものがあると納得しやすいと思います。そういう意味ではエイブルアートカンパニーは先進的な取り組みとして突破口になるかなと思います。

(金谷委員)

ガイドラインとして、例えば手数料を売上の何割と決めるのはできるかなと思います。ただ、エイブルアートカンパニーでは扱うものをスクリーニングされているわけで、これは5万円以上の値打ちがあると誰かが目利きをしてやっているという仕組みなのかなと思います。市場があつてないような世界のようにも思うので、ほしいと思う人がいればいくらでも値段はつく。いろんな人がいる中でアート自体の値段を標準化するというのは簡単ではないように思います。

エージェントのような交渉してくれる人がいたらいいなと思います。基準はあくまでも基準で、相手によって変わるわけで、そこを第三者的に交渉してくれる仕組み、マーケットや障害者アートのことをよくわかっている人間が介在することが大切だと思います。

(加藤宇章委員)

美術の作品に対してどういった価格を設定するか、相手との力関係云々といったことは、障害者アートに関わらず難しい問題ですので、そこには私たちは踏み込みようがないと思います。普通の美術作品でもそうなのだという認識は、施設も保護者も本人も持たなければならないと思います。

エージェントのような存在があることで権利を守ってもらえることは大事だし、価格の落としどころを探れる人はいた方がいいかなと思います。十分な理解が進んでいないということもあって、支援者として少しでも「買ってあげる」ことによって何とかしてあげたいという気持ちもあるけれども、思いもしない金額を提示されてしまうとむしろ不愉快になってしまうということもあるかと思います。その辺がすごく難しく、今はまだ力がすごく弱い状態なので、一定の基準を設けて少しずつ理解を求めていくことが必要なのでしょう。

(春日委員)

材料代と工賃として最低限もらわないといけない部分はあると思います。

(保田委員)

私たちの施設でもそこはきちんと計算していただくようにしています。ただ作品制作に長い時間かかる方はその分時給が必要になりますので、それにしても作品価値としてどうなのかなと、そこで折れてしまうこともあります。

(加藤宇章委員)

そこは一般アーティストも同じで、「これだけ時間かかったのに」と思うことはありますよね。

(金谷委員)

原価を回収するという考えが、工場で製品を作るみたいに、障害者アートの世界にあてはまるのかどうか疑問だと思います。理屈としては、仕事として制作されている方に対してはきちんと払いたいという気持ちは大事だと思うのですが、現実には買い手の価値とずれることが多いということを知った上で交渉されていると思います。

(加藤直規委員長)

資本主義の世の中では、価格は買う人の需要があるから発生するものです。価格の決め方と絵の決め方は全然違いますから、同じ論理をこういった問題まで貫けるかといったことはあると思います。

(大学事務局)

自分はアーティストだ、デザイナーだと思って制作しているわけですが、作品が売れない時でも、本人は「アーティストだ」「デザイナーだ」という意識を持っているから気持ちを保っていける部分はあると思います。障害のある方は創作活動自体をどのように考えているのでしょうか。

(保田委員)

私たちの施設で絵を描いている人は、自分がアーティストだとは思ってない人が多いです。ただ絵が好きだったり、楽しい時間が過ごしたいという思いで絵を描かれているので、売るために絵を描くという感じではありません。できたものを、たまたまいいと言われる方がいるから販売しよう、製品化しようという感じです。本人たちにはアーティスト感覚はなく、本当に楽しければいいという感じです。

(事務局)

絵を好きで描いておられる方たちの作品を取り上げて、アートとして社会に見せていくという活動をアート・ルネッサンスでやってきました。また、エイブルアートジャパンなどもそういった作品展などをされてきました。その中で何度か入選等を重ねられていくと、中には自分のことをアーティストだと思って活動される方も、今ぼちぼち出てきたところかなと思います。まだ数としては少ないと思います。

(大学事務局)

いろいろな創作姿勢があると思います。イラストレーションが好きという人が、本当の職業としてのイラストレーターを見た時に、これは自分のやりたいこととは違うと思う人もいて、そこで方向性が分かれていくと思います。いくつかの段階があって、もしもう少し次の段階に進みたかったらこういうところもあるよと、仕事として誰かが引き上げてくれるような、そういう人が必要なのかなと思います。

(加藤宇章委員)

作品の制作過程においてもそうだと思うのですが、一般のアーティストが例えば自分で材料費を用意して、作品展にどういった作品を作って出そうかというように、自分で責任を負う、主体的に作品を作るというのが、障害のある人の場合難しいと思います。サポーターがかなりリードしてやっていく場合も

多く、ディレクターという存在として、作品に作家とは別に名前を添える必要もあるのではないかと思います。障害のある人たちがいいものを作るから何とか普及させたいという周りの人の思いがこの運動につながっているわけで、既に本人たちの独壇場ではないわけです。誰かがサポートしていくことで成り立っている状態なので、共通の認識において具体的にお金に結び付けていく、経済活動にしていくという意味では、何らかの形でエージェントの存在を組織化していく必要があるのではないかと思います。今は保護者だったり施設職員だったりしてあまり表に出てこないけれど、ちゃんとした形で前に出ていけるようにした方がいいのではないかと思います。

(金谷委員)

世の中の社会政策自体が、自分で儲けろという方向に大きく流れていると思います。保護者の方や施設の方には、使えるものならできるだけお金を稼いで障害者に還元してあげたいという、そういう思いがあると思います。本人たちは仮に職業として取り組んでいなくても、副産物としてできたものが自分達に還元される流れを作りましょうということですね。本人たちはずっと趣味でやっているかもしれないけど、それで幸せならそれはそれでいいわけです。売ったことで本人たちを傷つけるのはもちろんよくないですが、少なくとも不快に思わないというレベルであれば、周りのサポーターがそれを使っていくことは、傷つけない限りにおいて、還元することを優先させてもいいのではないかと思います。

(保田委員)

傷つけるつもりもないし、できれば趣味の世界で無理強いをしたくないという気持ちがあります。ただ少しでも生活が潤うようになるのであればそちらの方がいいと思い、施設職員は関わっています。

(事務局)

保田委員の施設は、障害のある人自身の思いを周りの人たちがしっかり考えておられる施設だと思います。ただ、これが社会にポンと出てくると、ただ単に企業のイメージアップのためだとかいう形で、ただ活用されるというようなことも出てきていると思います。また、根本的なところで、障害者自身の自己決定、意志が尊重されてないということが先ほどありましたが、自立支援法が始まって、障害のある人のアート活動すらもやめましょうと、その時間をなくしてしまうところもあります。つまり、周りの人の思いでそういうことが動いていくのです。そういった意味で、ある程度障害のある人たちのアートに関わってきた人たちが、彼らの表現活動としてのアートをきちんと権利として保障するという部分と、さらに生活がもっと豊かになっていくために、彼らの権利が侵害されないという視点でのガイドラインがあったらいいと思います。私たちもそういった基本的な考えはきちんと持つておかないと、彼らを応援しているつもりでも結果的に傷つけてしまうということも出てくるのではないかと考えたりもします。

(加藤宇章委員)

その中で、自立したアーティストとしての制作・発表という作業と、施設の中での型枠にはめて制作するようなことも引つ括めた作業とは、きちんと考え方として分けなければならないと思います。施設の設備の中で、道具があり、指導者がいて、制作活動していくというのは、ある意味デザイン事務所の中でデザイナーとして働くのと近い形だと思います。ブランドとしてその人の名前がつくかどうかは別にして、基本的には施設の中での活動ということで給料が出るのであれば、作品についての権利は施設のものだと思います。しかし、あくまでも自分の作品であって自分の表現活動だという時には、なかなか給料をもらえるような活動ではない、自分のお金で自分の時間でやるのが基本だと思います。大学の場合は難しく、給料をもらいながら研究活動をしていて、研究費をもらって作品を作って、でもその作品は大学のものではないというように、普通の世界とは少し違ってくるのでしょうか。その点はどうですか。

(大学事務局)

大学として公式な答えではないかもしれませんが、研究費で創作したものは、成果物は結果なので売り買いできるということのようです。

(加藤直規委員長)

著作権の観点から言いますと、まず大学自体が著作権者になれるかどうかということがあります。先程のデザイン事務所のように、法人が一定の仕事をするためにデザイナーを雇って企業として仕事をするといった場合、個人個人は従業者としてやっているだけなので、著作権でいえば法人著作物になります。法人著作物が成り立つためには条件があって、一番重要なのは、法人がこれを作るという意志をもっていることです。大学で考えると、大学自体はこういった作品を作るという意識はないわけで、作るのはあくまで大学の先生や学生です。発意はあくまで作る側にあるわけです。そこがデザイン事務所と違う原因です。

(加藤宇章委員)

研究成果を授業等で活かすことによって、研究費をつけてもらうことの意義は十分果たせるという考え方でしょうか。

(加藤直規委員長)

大学として、こういう作品を作って何かのために使ってくださいということで研究費をつけているわけではないと思います。あくまでも一般の研究費と一緒に、先生方が個人個人で活動して大学の名前を世の中に広めてもらうということだと思います。

(金谷委員)

権利とは違いますが、特許はどのようなのですか？大学でとれたりしないのですか？

(加藤直規委員長)

特許は特殊な扱いをしています。全国的に特許は法人帰属という流れになっていて、そのためには法律を作らなければなりません。若干無理もあるのですが、そこは立法でカバーして行って、大学の先生が書いた特許は何でも職務発明にしようという感じです。ただ、特殊な事情もあつたりするので、先ほどの芸術の先生方の作品の場合は違うと思います。

(金谷委員)

特許の考え方の方が、施設にとっては、材料費も指導者の謝礼も施設が全部出しているから、施設に権利があると言った方が言いやすいのではないかと思ってお聞きしました。芸術の大学の先生の理屈ではなく、こちらの理屈を適用した方がいいという考え方もあるのではないのでしょうか。その辺り上手に使ったらいいなと思います。

(加藤直規委員長)

確かにその論理を使うというのは割と簡単にやるだけけれども、果たしてそれが施設にとっていいのかということはあると思います。

(加藤宇章委員)

つまり施設の場合は、その作家作家が自分の好きな作品を作っていて、発意は本人にありますね。

(大学事務局)

逆に施設の方から「今日はこういうのを作って欲しい」「こういうのを作ろう」ということはないですか？

(事務局)

あると思います。例えば、お雛様を作って雛祭りに向けて売りましようというのがありますし、ある人の作品から型枠を作ってそれをみんなで生産することを作業にしているところもあります。

(春日委員)

出来上がった作品はどこで保管されるのですか？

(保田委員)

施設ですべて保管しています。

(事務局)

所有権ということと言うと、施設で作った作品自体どこに帰属していくのかということのも一つ大切な部分で、トラブルになったケースもあると聞いています。

(加藤宇章委員)

完全にどちらかにはできないでしょう。

(事務局)

そうですね。『人権の視点から考える 障害者アートと著作権』という本の中では、あらかじめ本人と施設との間で契約を交わしておく必要があるのではないかと書かれています。もちろんこの本が発行された2000年以降、社会情勢はいろいろ変わってきましたので、ここに書いてあることが全て正しいということではないかもしれません。この本では、取り決める際に、障害のある成人の場合は成年後見人を立ててやるのが原則なのではないかと書かれています。例えば家族や施設の人が本人の気持ちを一番よくわかっているとしても、法的な意味では契約者になり得ないということです。そう考えると難しいなと思いますが、実際の現場ではほとんどが施設の職員や家族が、作品の使用や利益配分について関わっていることが多いようです。

今回のこの委員会で考えなければならないと思うことがもう一つありまして、これまで現物の作品の話をしてきましたが、実際には絵そのものが売れるということはそう頻繁にはなく、どちらかというとなんとなく、よくあるのは二次利用の話です。

私たちの施設では花の仕事をするグループと、アート活動をするグループがありますが、アートのグループについてはなかなか作品も売れないので工賃が上がりません。そのため合算してやってきていたのですが、そうすると花のグループの人がいくら仕事を頑張っても給料が入ってこないという状況がありました。そこで会計は分けることにしましたが、今度はアートグループは全くお金が入ってきません。そこで、彼らの作品を世の中に受け入れられる、喜ばれる形で、何らかの加工をして出していくことを考えました。これは彼らの思いをよく知っている周りにいる私たちだからできることなのではないか。そういうことをしながら彼らのアートを普及させていき、それがお金になっていけば彼らに還元することができるのではないかと考えて、今回の幸せProductsもそこからスタートしました。要は、いろいろな人たちがアートに接する機会をたくさん作って、それを見た人が「このアートがこんな形で日常にあったらいいな」と思ってもらえたら、そのアイデアを一般の人が形にすることは難しいので、大学の美術等のプロの方々にその支援をお願いして社会に出していこうということです。それが社会に出て行って売れていけば、本人達にお金として入っていく。そのプロセスをこれまでは現場だけでやってきたのですが、爆発的な売り上げにはならないです。上手く大学の力も借りながら本人達も幸せになれることができないかなという思いが今回のプロジェクトにはあります。その中で、二次利用していく時の権利や、できたものが本人の作品とは全く違うものとなった時にどう考えたらいいのか。そういったことも視野に入れながら考えていけたらと思います。

春日委員のところは二次利用も多いと思いますがどうでしょうか。

(春日委員)

エイブルアートカンパニーの昨年の活動で、服飾関係のいくつかの会社がアーティストの作品をピックアップしてTシャツなどにして展示販売するという企画がありました。全ては売れなかったようで、その後インターネットで販売するというやり方をされていました。会社の人と業務提携という形で、会社の人から作品を選ばれていたようです。

(事務局)

エイブルアートカンパニーに入ると向こうがそういった機会を作ってください、どうですかという話が来て契約をされるという形ですよ。

(春日委員)

自分の作品を選んでくださったら「選ばれました」という形で連絡があります。選ばれた時点での意思確認はないです。ただ、エイブルアートカンパニーの方がかなりの営業努力をされていると思います。

(加藤宇章委員)

作品の使用権というのは、売りに対しての5%というような形ですか。

(春日委員)

何%かは覚えていませんが、売れたらいくらかの比率で作家に還元されるという形です。

私が制作しているカレンダーは個人でやっているの、施設とは違って母の独断でできることですから、今の制作のやり方は気が楽です。ただ、私がいなくなった時にどうなるかという問題はあります。

(金谷委員)

カレンダーを作られてそれを販売されているのですか？販路はどう開拓されたのでしょうか？

(春日委員)

販売したり、人に差し上げたりしています。毎年ほしいという方がいらっしゃるのと、日中は就労センターというところに通っていますので、そこに本人が見本を持って行って職員の方に回して注文を取っています。Loftなどといったお店にはたくさんカレンダーなども出ていますが、そうすると大量生産しないといけないので、まだそこまではいいかなと思っています。初めはカレンダーも一年間の記念にといった形で作ったものです。

(加藤宇章委員)

本なども同じような感じで、最初に「これくらい作るから」という形で、書き下ろしやデザインの使用権としていくらかという契約をして、ある程度数が出た場合には売りに対しての何%という形で還元するというのが、社会で一般的にやられている方法です。ただ、間にいろいろな人が介在するので、本人に行き着く%としては小さくなってしまふということと言えます。そのあたりを考慮して作家取り分を大きくしようとすると販売価格に影響してくるので、なかなか難しいですね。

(事務局)

例えば先ほどのTシャツにプリントして販売するというのは、非常にわかりやすい加工の仕方で、売りに対しての何%という形で配分すれば上手くいくのだと思います。

先日あった、さをり織りの研究会での話ですが、世界的に有名なパリコレのアーティストがさをり織りをたまたま見つけられて、さをりを使ったマフラーなどいろいろなものを作っておられるそうです。それは、さをりの良さとデザインの良さが融合して一つのもので生まれるということですが、今の段階ではその人はさをりを一つの布としてだけとらえて買い取っておられます。さをりの団体も全国にあるので、さをりの協同組合というのを作られて、全国で集められた布をそのアーティストたちに販売することをおられます。

ただ、さをりも人によって織りが違う訳で、将来的に「私の作品にはこの人のさをりが欲しい」という形で使われていくようになっていくとすると、ただの布として売るときとは違う価値がさをりに生まれてくると思います。相互の良さを高めながら新しいものが生まれていくといったものが、この先障害者アートの世界でも売れていくのではないかと思います。作品として出す障害者アーティストと、それを活用して新しいものを生み出す一般のアーティストとが融合して生み出す場合、そうした二次利用では著作権や利益配分のあり方について、単に5%というわけにはいかないのではと思います。

(加藤直規委員長)

いろいろな人が絡んできていますので、当然中間のお金も発生してきます。結局は契約をするしかないかと思います。

(事務局)

その場合、先ほどの特許が生まれてくる可能性はあるのですか？

(加藤直規委員長)

先ほどの織物の話を聞いたときに感じたのですが、人によって織り方が違うということで、少し著作権とも違うかなとも思います。著作権になるかもしれないし、ならないかもしれない。特許の領域とするかどうか…。ただ、著作権は何もしなくても発生しますが、特許は特許庁に申請しなくてはけません。

(加藤宇章委員)

さをりの織り方がちょっと人と違うからと特許を申請して認められていたら、みんなが気軽にさをりをできなくなってしまう。先ほどの話では、布の素材としてデザイナーが見てそれを購入するといった場合、あくまでも布です。その布がいいものだから、ちょっとお金を出してでもたくさん仕入れたいとなれば値段も上がったたり下がったりするでしょう。また、デザイナーが「このさをりを織れる人とコラボしたい」ということで、自分のイメージを伝えながら「こういう服にこういう感じでああなたの作品を使いたいから織って欲しい」という話になれば、これは比較的同等な立場になると思います。そうすると、当然値段も上がるでしょうし、さをり作家の名前も何らかの形で入ってくるようになると思います。ただ、今の段階ではあくまでも布扱いなんだと思います。

コラボだったり、そうした商品の価値を認めてもらう方向にPRしていくことの方が大切かなと思います。そこであまり権利等が前面に出て来ってしまうと扱いにくい印象ばかりになります。

(事務局)

今回の研究事業をやりますと施設に投げかけた際、「ぜひお願いします」というところと、施設としてとまどってしまうというところがありました。根底として、障害者自身の意思がなかなか確認できないという問題があります。Aさんの作品をBさんが使ってCというものが生まれた場合に、Aさんが思っていたものと全然違ったらどうなるのか、またBさんが加工する割合が大きいので結果的にBさんにたくさんの利益がいくのかといったところも現場ではわからない。ついつい先方から提示されるとそれでお願いしてしまう。エイブルアートカンパニーもエージェントということだと思いますが、現場で彼らの権利を守らなければならない施設職員である私たちでさえ、先方から提示される、言われるがままに契約してしまうので、何かその辺り、彼らの作品についてはこういう思いでとらえておけばいいというすっきりするものが出てこないかなと思います。

(加藤直規委員長)

最初の作品デザインが結果どれくらいの割合を占めているかによって変わるので、一概に何%にしましょうとは言えないと思います。個々のケースごとに取り扱わないと難しいと思います。

(加藤宇章委員)

想定されるいろいろなケースを例示して挙げれば比較的わかりやすいかと思います。ある程度相手に二次加工をお願いしますという形で契約するのか、基本的にこの作品の形は変えないでほしいと主張するのか、約束によってはっきりさせておくことです。

(春日委員)

エイブルアートカンパニーでは、「書いた作品とは違うアレンジをするかもしれない」「バックは使いません」ということが文書で来ます。署名捺印はしてませんが約束事が文書で来ますので、それで出したいものを出さなくてもいいわけです。本人にはなかなか読解できませんが。

(事務局)

著作者人格権でいうと、作品が全く変わるものは嫌だと言えるということでしょうか。

(加藤直規委員長)

著作者人格権を放棄するかしないか、契約によって決められます。

(事務局)

一般のアーティストは放棄されないのが普通ですか。

(加藤直規委員長)

その場合が多いと思います。

(金谷委員)

今日は障害者に関わる人の思いが聞けて大変勉強になり大切だと思うのですが、このプロジェクトの最終目的から割り切って、どうやって障害者にお金を回すかということを見るとすれば、権利については基本的には未成年は親、成年は後見人をつけるということがあるわけですから、そこで割り切ってその方の判断に任せる。二次利用についても、活用していいという感じの意思表示であれば、どちらかと言えばこだわらずに、お金が回る仕組みにするというのは冷徹な考え方でしょうか。

使う側にしてみれば、制約がない方が使いやすいわけで、あまりにも当初の作品と趣旨が変わるといって無茶苦茶なケースはいけないかもしれないですが、そこは先ほどの意思決定を委ねる方に任せて、どちらかという普及させる方に重きを置く。割り切って売れるものにするという考え方をしてはどうでしょうか。

(加藤宇章委員)

デザイナーがアーティストから委託を受けて仕事する場合、全部おまかせという場合を除いて、趣旨の説明を受け、金額の契約をして仕事を進めます。クライアントの思いと違う場合「もっとこうしてよ」とやりとりをしながら進めていきます。普通、いろいろな人が関わっていく場合、相手の意思も汲み、双方に折れながら進めていくわけで、どちらも折れなかったら契約破棄になるだけです。障害者の場合そこが難しいことが前提での話ですので、ある程度加工されても、物になり普及されていくということ、製品が生まれてくること自体に可能性を見つけてあげる方がいいのではないかと思います。

(大学事務局)

プロジェクトの最終目的である自立・社会参加ということが、大きく言えば経済的自立ということだと思います。社会参加も経済的な部分によることが大きい。経済面から考えれば、どういう製品が売れるかということは、ある程度調べればこういうものを作ればいいというのがわかると思います。ただ、そこで製品を作っても創造的なものになるかどうか。芸術学部の人間と障害者が出会って新しいものが生まれたらいいなという思いはありますので、社会的な発想も確かに必要だとは思いますが、コンセプトに関わる大切な部分だと思います。

(事務局)

大変悩ましいです。一つは作品展をずっとやってきた中で、障害者自立支援法も施行され、アートに対して金銭的な見返りを求めようとする社会情勢はあります。表現したいという思いよりも、お金儲けのためにアートをしようという現場も出てきているのは事実です。そこで心が痛む部分も出てきます。

今回のプロジェクトを、アートを面白く展開して普及させていくことと、製品化という二つの視点でやったのは、一つは作品そのものが社会の中で認知されていかないと彼らの社会参加はないだろうということからです。もちろん、自分自身に収益が入ってこないと今後生きていく上で難しいということもあります。どっちがどうかという比較は大変難しいです。今回の製品には、今まで全く発想になかったようなものが生まれてくるのもいいと思うし、低価格で大量生産するものが生まれてくるのも一つだと思います。研究事業なので多様に出てくる方がいいのではないかと思います。

先ほどの金谷委員のように、本人達にお金が入ればそれでいいのではという考えももちろんありますが、それを前面に出してしまうと、福祉の世界ではそれを悪意で活用する人もいるので、毅然としたところを一方で作っておかないと危険だろうとも思います。

(加藤直規委員長)

この議論は尽きないと思います。結局、この委員会として何を最終目的とするかが定まっていないのだと思います。エージェントのような人を作ることなのか、ガイドラインを示すことなのか、それによって方向性が変わってきます。ゴールを何にするかを決めておく必要があります。

(事務局)

今日の委員会は、現場で抱えている課題をまずは出してみ、そこから課題を抽出し、ゴール地点を定めることまで話ができればと思ったのですが、そこまですきませんでした。事務局としてもう一度整理し、また加藤委員長とも相談しながら、次回までにゴール地点をみなさんに提示したいと思います。ただどうしても避けられないのは、今回の事業では二次利用した製品が生まれてくるので、その際の権利、利益配分について、どうすれば相互の権利をきちんと保証したものになるかという部分を明確にしていかなければならないと思います。今日ご紹介した書籍でも基本的なことについては書かれていますが、二次利用に関してはそれほど書かれていないので、二次利用について焦点を絞って議論していけたらいいかと思います。

(金谷委員)

最後に提案として、障害者アートの活動に関わっている人が何に困っているかをアンケートできればと思います。この会議の場だけの意見でガイドラインを決めるには母体が少ないと思いますので、主な施設に今日出た問題についてどうか聞いた上で議論しないと、誰もが納得できるガイドラインにはならないのではないかと思います。

(事務局)

それでは、今の提案も含めて持ち帰って考えてみたいと思います。

(加藤直規委員長)

本委員会での議論に時間的な制約がありますか？

(事務局)

12月には製品のプロトタイプが生まれてきますので、その際に、その先販売してもいいかどうか、利益配分をどうするかについての説明書類、契約書が、この委員会から出せたらいいなと思います。

(加藤直規委員長)

それでは以上をもちまして、本日の委員会を閉会します。